

# 横浜商科大学における研究活動上の不正行為防止等に関する管理・運営体制

## 責任体制等

### 最高管理責任者(学長)

研究活動上の不正行為防止の基本方策及び防止計画(以下「基本方策等」という。)を策定し、研究者等に周知しなければならない。

### 統括管理責任者(副学長(副学長が空席のときは商学部長))

最高責任者を補佐し、大学における不正防止の取組及び不正行為が生じた場合の対応に関し大学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。大学全体の不正行為防止の推進及び基本方策等に基づく不正防止の取組を研究倫理教育責任者と連携して実施するものとする。

### 研究倫理教育責任者(事務局長)

研究倫理教育の実施等、具体的な不正防止の取組に関し実質的な責任と権限を有する者。

### 研究活動不正防止推進委員会(統括管理責任者、研究倫理教育責任者、学術・地域連携専門部会長、管理本部長、学務本部長、学務本部学術・地域連携部事務部長)

基本方策等の策定及び実施、研究倫理教育の企画及び実施、研究データの保存等、研究倫理についての情報収集及び周知、その他研究活動上の不正行為の防止に関することを担う。

## 告発の受付～告発者・被告発者に対する措置

### ①不正行為

・ねつ造・改ざん・盗用・二重投稿・不適切なオーサーシップ等

### ②告発の受付

・告発相談、告発窓口(監査室)  
 ・告発は、原則として顕名による(直接、書面、電子メール、面談)匿名による告発があった場合又は新聞等の報道機関、学会等の研究者コミュニティ、又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合、告発内容に応じ、顕名の告発に準じて取り扱う。  
 ・速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告  
 ・予備調査実施の可否の協議  
 ・関係者の秘密保持の徹底

受理しない ⇒ 告発者へ通知

受理

### 予備調査委員会設置

### ③予備調査

・告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。  
 ・本調査を実施すべきか否かを、告発を受けた日から30日以内に決定

調査結果

調査しない ⇒ 告発者へ通知

### 調査委員会設置

### ④本調査

・本調査実施決定日又は予備調査の指示をした日から概ね30日以内に外部有識者(半数以上)を含む調査委員会を設置し、本調査を開始  
 ・調査方法  
 論文、実験・観察ノート、生データ等の精査、関係者からのヒアリングなど  
 ・被告発者の弁明の機会を保障  
 ・予算配分機関の求めに応じ、調査の中間報告を提出

調査結果

### ⑤認定

・不正行為が行われたか否かを、受付日から90日以内に認定  
 ・不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究や論文等における役割等を認定する  
 ・被告発者が説明責任を果たさないとき、データ等が保存されていない場合には、不正行為と認定することができる  
 ・不正行為と認定された場合、不服申し立てが可能

認定結果

本調査結果を告発者・被告発者へ通知

不服申立  
 本調査結果通知後14日以内に書面にて

### ⑥措置及び処分

《不正行為と認定された場合の措置》  
 ・不正に関与した者の氏名・所属、不正行為内容、措置の内容、調査委員会委員の氏名、所属、調査方法・手順の公表  
 ・研究費の使用停止、返還等  
 ・不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告  
 ・学内規則等に基づき被認定者等の処分  
 ・資金配分機関及び関係省庁への報告  
 《悪意に基づく告発と認定された場合の措置》  
 ・告発者の氏名・所属、認定理由、調査委員会委員の氏名、所属、調査方法・手順の公表